

中小企業・小規模事業者のための「働き方改革」入門セミナー

『働き方改革』 って何をするの？



テレビや新聞で盛んに「働き方改革」という言葉を見たり聞いたりしますが、これっていったいどうなるの、何をすればいいのとの疑問が聴かれます。

働き方改革関連法が昨年6月に可決・成立し、本年4月1日から順次施行されます。

事業者にとって、深刻化する人手不足や恒常的な長時間労働を余儀されている現在、雇用や労働時間管理への対応は一層厳しさを増すことが予想されます。

今回のセミナーは法改正を踏まえ、従業員さんを雇用している事業所は何かしら該当項目があり、その諸課題に対処するために、出来る事から取組みを始めるという趣旨で開催いたします。

従業員2人程度の事業所だけど当社でも働き方改革って関係あるの？ 36(サブロク)協定って何？ など経営者の悩みは尽きません。どうぞこの機会を入門編として受講いただき、不明な点は個別相談会を活用され法施行までに準備を備えてください。

開催日時

1月30日(水)

セミナー: 14時~15時

相談会: 15時~16時

会場

高山村商工会館
2階研修室

講師

特定社会保険労務士

コバヤシ カズヒロ
小林和宏 氏

参加無料

セミナー内容

- 労働時間等の労務管理
- 年次有給取得の義務化
- 長時間労働の是正
- 同一労働同一賃金
- 正規・非正規従業員の待遇・格差解消
- 人手不足解消に向けた魅力ある職場作り

申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入頂き、1月21日までに **FAX**にてお申し込みください。(セミナー、個別相談を○で選択してください)

主催 高山村商工会 Tel.248-0582、Fax.248-5124

共催 長野県働き方改革推進支援センター(長野県中小企業団体中央会内)
(長野市岡田町 131-10 長野県中小企業会館 4F Tel.0800-800-3028)

31.1.7案内

1/30開催「働き方改革入門セミナー」参加申込書

FAX先: 高山村商工会 248-5124

申込日 (H31. 1.)

事業所名		TEL	-
参加希望	セミナー ・ 個別相談 (受講及び相談希望について○を付けてください)		
参加者名			

<個人情報の利用範囲> 申込書に記載された内容等個人情報は、本事業実施以外の用途には利用しません。